

一般社団法人信州千曲観光局アウトドア用品等レンタル規約

第1条 (総則)

このレンタル規約は、「信州千曲観光局」(以下「当局」という)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」という)に関し適用されます。

第2条 (商品の賃貸借)

当局はお客様に対しレンタル用品を賃貸し、お客様はこれを賃借するものとします。

第3条 (契約の成立)

当局とお客様との間のレンタル契約は、お客様が当局に対しレンタルサービスの利用申込書を提出し、申込書の内容に応じたレンタル料金(第5条)を支払った時点で成立するものとします。

第4条 (レンタル期間)

レンタル期間はお客様が申込書に記載した期間の通り。レンタル料金の換算期間も同期間の日数となり、お客様が店頭にて用品を受取りになられた日から店頭への返却が完了した日に終了となります。

第5条 (ご利用料金)

ご利用料金は、各商品のレンタル料金表に基づいて算出したレンタル料金の合計になります。

第6条 (用品のお渡し)

当店のお客様に対しレンタル用品を店頭でレンタル開始日に引渡し、お客様はレンタル商品をレンタル期間終了日に店頭へ返却とするものとします。用品受け取り後すぐにお客様自身で用品の形状及び数量等に関して必ずご確認ください。

第7条 (免責事項)

下記の項目及びそれに類する事に関して当店は一切の責任を負いません。

- ・お客様の不注意による用品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害。又は、第三者に与えた損害。
- ・レンタル用品がレンタル期間中に使用不可能になった場合のお客様の損害。

第8条 (レンタル用品の使用、保管等)

お客様がレンタル用品を使用される際、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、当店は一切の責任を負いません。当店はお客様に生じた使用目的を達しない等の損害について一切の責任を負いません。お客様は、第三者に使用させたりまたは譲渡、質入、転貸等をする事は出来ません。レンタル用品を改造、改装することは出来ません。

第9条 (レンタル用品の返却)

お客様は契約期間に基づき、レンタル用品を営業時間内に店頭へ返却ください。営業時間は9時15分～18時。

第 10 条 （レンタル期間の延長）

レンタル期間の延長をご希望される場合には、お客様が返却予定前に当局に必ず電話連絡にて申し出をしていただき、そのうえで当店承諾があれば可能となります。当該商品に次の予約が入って場合などは延長できません。延長となった場合は、当店規定の延長料金を頂きます。

第 11 条 （レンタル用品の破損と紛失等）

当店へ用品の返却に際し通常の使用方法において発生する、汚れ等については問題ありません。故意、明らかな不注意による商品の破損（盗難を含む）紛失の場合には、当該商品の修理又は、新品購入に相当する金額、または、同等程度用品の新規購入に要する費用を弁償して頂きます。またレンタル用品返却の際にセット内容の一部を忘れた場合そのセット一部が返却されるまで当店料金表の 30%をお支払いいただきます。尚、該当商品に別のお客様から予約が入ってる場合等で貸し出しが出来ず当店が不利益を得る場合はその損害分を請求させていただきます。また紛失された場合レンタル用品再購入価格をお支払いいただきます。

第 12 条 （請求代金の支払遅延利息）

レンタル用品の破損、紛失等の為、当店より請求された代金の支払が指定期間（7日間）を経過した場合、支払遅延利息として請求代金の 10%が加算されます。

第 13 条 （準拠法）

本レンタル規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第 14 条 （管轄裁判所）

本レンタル契約に関して紛争が生じた場合には、当店の所在地の地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。